

# いりえだより

愛知県西尾警察署  
平坂交番

TEL0563-57-0110



## 身につけよう 交通ルールと ヘルメット

～自転車を安全に利用しよう～

自転車は「車両」です。自動車と同じように法律で定められた交通ルールを守る義務があり、ルールを守らなかった場合には罰則を科せられることもあります。また、自転車の乗り方によっては、相手にケガをさせる凶器となります。万一相手にケガをさせてしまった場合には、刑事責任を負ったり、損害賠償を求められたりする可能性もあります。

自転車安全利用五則を始めとする自転車の交通ルールを正しく守り、実行しなければなりません。

### 【自転車利用者の交通事故防止】

自転車は、運転免許を必要とせず、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に、多様な目的で利用されています。そのため、自転車利用者が交通ルールそのものを知らなかったり、たとえ知っていても自転車に乗っている時は、ルールを守る意識が低くなる傾向にあると思われます。

自転車は車両であり、歩行者とは通行方法が違うことを理解してください。

### 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、  
安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



### のるものか うまい話と くちぐるま ～悪質商法から身を守るために～

警察では県民の皆さんからの協力を得ながら悪質事犯をどんどん検挙していきたいと考えていますので、皆さんも悪質商法の被害者とならないよう、その手口をよく知っていただきたいと思えます。

#### ▼ 悪質商法の手口

- 利殖勧誘事犯： 元金保証、高配当をうたい文句に多数から高額の出資を募り、お金を騙し取る犯罪です。
- マルチ商法： 販売組織に加入するために高額商品を買わせ、その後加入者を増やしていくと高率な収入が得られるという商法
- キャッチセールス： 駅や繁華街で声を掛けられ喫茶店などに連れていき、高額な商品の購入を強引に勧められること。

などがあり、被害に遭わないように気を付けましょう！

守りたい笑顔の絆

